藤元議員 2点についてお伺いいたします。最初に本町の住民のみなさんの健康づくりに ついてお伺いいたします。私自身もそうですが、育ち盛りの頃は健康のことなど考える人 は殆どいなかったのではないでしょうか。多くの人は、近所の人、知人、友人、そして身 近な家族の病気や死に触れたり、歳を重ねるにしたがって自らの体調不良から、病院で薬 を処方してもらい治療を受ける、また重症の場合は手術を受ける。そういう体験の中で自 らの健康に関心を持ち始めるという人が殆どだろうと思います。ここにおいでる議員さん や職員のみなさん、傍聴者のみなさんの中にも医師の指示で健康のため禁煙やアルコール から肝臓を休める休肝日の設定、ダイエットなどを経験された人も多いのではないでしょ うか。私の知人で薬剤師をされていた人が、「健康とはただ単に病気でないということでは ない」と、言っていた言葉が忘れられません。つまり、もちろん病気でないのに越したこ とはありませんが、どうしようもない生まれつきの病気や自然や社会のかかわりの中で病 気になるすることは避けられないことですので、病気だからとくよくよと後ろ向きになる のではなく、自ら持っている可能性と能力を全面開花すべく希望をもって前向きに生きて いくこと。健康ということを考える場合、それを抜きには考えられないということであり ました。私も、その通りだと思います。町長は、再生会議での議論を踏まえて今議会の冒 頭にも、牟岐町活性化の方策の一つとして「保養と健康の町」牟岐をかかげ、全町あげて 取り組みをしたいと述べました。それは誰もが望むことであり是非成功させなければなら ない課題であるというふうに思います。ただ、簡単な課題ではありません。「病気の早期発 見・早期治療」は、かなり前から言われていることであり大事なことは誰もが理解してい ることだと思いますが、健診の受診率は依然として低迷を続けています。適度な運動が大 事だということでウォーキングやジョギングなどの運動を始めた人も増えてきたのではな いかと思いますが、全体としては、まだまだ少数です。また、学校では、「早寝早起き朝ご はん」と当たり前のことを指導しなければならない状況ですので、前途多難な課題である ということは間違いありません。しかし、健康づくりは何よりそれぞれ個人の人生やその 個人につながる家族の幸せのみならず、町全体の活気にも関わってくることであります。 当然、国保会計にも関わってきます。したがって、時間もかかり根気もいることですが、 住民のみなさんと力を合わせ必ず成功させなければならないと考えます。そこでお伺いい たします。町長の考える健康とはどのようなことですか、最初にその認識をお伺いいたし ます。つぎに本県は全国の中でも糖尿病死亡率が高い状況が長い間続いておりますし、野 菜の摂取量も少ないことが報道されていますが、本町住民の健康状態、今後、住民のみな さんの健康づくりを進めるにあたって、どのような課題があるのかお伺いいたします。つ ぎに全国的に子どもの肥満、体力の低下などが問題になっていますが、本町の子どもたち

の健康状態と今後どのような課題があるのかお伺いいたします。次に、先にも述べました ように健康づくりはそれぞれ個人の人生とそれにつながる家族の幸せが関わってきます。 ですので、それを実践するかどうかは別にして多くの住民のみなさんは、自らの健康に関 心を持っていることは確かであります。また、地域医療を考えるグループも存在し多様な 活動されています。学校では食育、生活習慣の改善などに取り組んでいただいています。 行政も健康診断、食生活の改善、講演会、国保の運営など、住民のみなさんの健康づくり に取り組んでいます。ただ、町長の言う「保養と健康の町」牟岐を実現するためには、も う少しお互いの関係を密にし、情報交換、情報の共有を図り、住民のみなさんが主体的に 関わり、知恵と力を発揮できる仕組みを作っていく必要があるのではないかと考えます。 そこで仮称ですが、「牟岐町健康づくり協議会」を立ち上げが必要ではないかと考えますが、 どのようにお考えなのかお伺いし、次の質問に移ります。つぎに就学援助についてであり ます。この件については以前にも取り上げさせていただきました。一定の前進が図られた と思いますが、ことは子どもの教育の機会均等に関わることですので引き続き改善を求め 質問させていただきます。ご承知のように憲法第26条は、「すべての国民は法律の定める ところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」としていますし、学 校教育法第19条は、「経済的な理由によって就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生 徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」というふうにし ています。ほか教育基本法、就学奨励法などを根拠に市町村が行っているのが就学援助と 言われるものです。法に規定されているように、親の経済的な理由によって子どもたちの 間にいろんな意味での格差が生まれるなどということがあってはなりませんし、子どもた ちの学ぶ権利、健やかに成長する機会が奪われてはなりません。また、貧困の連鎖は断ち 切らなければなりません。就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定されてい る保護を必要とする状態にある者、および市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困 窮しているとして認められる者としており、本町の場合は、生活保護基準の1.2倍以下 の場合が「要保護者に準ずる程度に困窮している者」の認定基準であります。支給内容は 学用品費、修学旅行費、医療費、給食費など、また、平成22年度からはクラブ活動費、 生徒会費、PTA会費が追加されました。政府は、このことを全国の市町村に徹底させる ため「財源は交付税措置している」と、平成22年1月25日、各都道府県の財政担当課、 市町村担当課に要請文を届けている経過があります。しかし、本町においては、クラブ活 動費が依然として支給されていません。23年9月議会において教育長は、実施していな い理由として入る部によって金額が違うことと財源の問題をあげられ、同時に実施してい るのが県下で2町村であることを述べられました。しかし、その後、実施自治体は3市町 村と増えています。ただ、支給額、支給方法はそれぞれ違いますし、国が示す額には及ん でいませんが、その自治体の子育て支援に対する姿勢がこのような形で表れているのでは ないでしょうか。本来、国が責任を負わなければならないのを自治体に押し付けていると ころに根本問題があるわけでありますが、農林漁業の低迷、働く人の3人に1人は非正規、 若者に至っては半分が非正規労働者という労働環境の中での子育ては、我々が子育てをし てきた時代とは比べものにならない厳しいものがあります。国への補助金の復活を求める とともに、子育て世代の期待に応えるために、是非、一歩足を踏み出していただきたい。 その想いで質問させていただきます。最初に、現時点での適用世帯数など、支給状況をお 示しください。つぎに以前の議会の答弁では、「公平性をある程度保てる導入方法を検討し たい」ということでありましたけれども、その後クラブ活動費の支給についてどのような 検討がされてきたのかお伺いいたします。つぎに、生活保護基準の引き下げに伴い、対象 者の縮小、支給額の減額が心配されます。今の生活保護基準ではとても「健康で文化的な」 生活は送ることは出来ませんが、それをさらに引き下げることにより就学援助受給者にも 影響が及ぶ可能性があるわけであります。生活保護基準の引き下げは25年度から3年間 かけて行うようですが、子どもたちにその影響が出ないように対応すべきだというふうに 思っていますが、現時点での影響があるのかどうかお伺いし質問を終わります。

枡富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問にお答えいたします。まず、健康づくりについて、私の考える健康とはでございますが、これまで、私が提唱している、「保養と健康の町」にかかるご質問だと判断しての回答とさせていただきたいと思います。一般的に、健康とは、心身ともに医学的に病気でない状態であると定義づけられると思います。しかしながら、「保養と健康の町」牟岐町の標語の中でイメージする健康とは、さらに踏み込んで、本人も病気を自覚していない状態であることはもちろん、このような消極的な健康観ではなく、ポジティブな健康状態、つまり自分は健康だから何でもできるのだという前向きな心身の状態だと思います。つぎに、牟岐町民の健康状態と、今後の課題でございますが、医療福祉分野における、各自治体の病気の状態を表す数字は多数ございますが、健康の状態を端的に表す数字はございません。したがって、平均寿命と早死にの状況、メタボや血圧の状況から他の市町村と比較してみますと、昨年の時点で、平均寿命は、県下で、男性は15番目、女性は5番目に高く、早死には、県下で22番目に少ない状況にございます。また、特定健診結果によりますと、メタボ予備軍もメタボ該当者も、また、血圧の高い人も、県下で

一番少ない割合となっています。これらの数字から判断いたしますと、牟岐町民は比較的 健康な状態ということになります。一方、一人あたりの医療費は、県下で6番目に高い状 況にございまして、その原因として、特定健診を受けていない方の医療費が高いことが揚 げられます。また、医療費から判断する病気の状況として、がんで入院をされる方の割合 が県下で1番高い。また、高血圧症が3番目に高くなっています。このことから、今後の 課題といたしましては、特定健診の受診率を上げていく取組が必要であり、また、塩分の 摂取が多いことが想定されますので、食習慣として薄味の食事に慣れるような普及啓発を していく必要があると考えています。また、「健康づくり」を全町的な取組としていくため の方策について、議員ご提案の「健康づくり協議会」の設立でございますが、他町の同様 の名称の協議会が、基本的に保健衛生関係者を中心とした住民の健康づくりだけを目的と した、また、副次的に医療保険料の低減を目的としたものでございますので、議員もその ような協議会をイメージされているということで話を進めたいと思います。議員は、「保養 と健康の町」を標榜するのであれば、まず、「健康づくり協議会」を立ち上げるべきではな いかとのご提案だと思いますが、私の提唱する「保養と健康の町」は、通常の保健衛生的 な分野だけの取組みではなく、その大本となる産業すべてを対象としたものでございます。 当然、増加を続ける医療費を減少させることも大きな目的の一つではございますが、第一 の目的は、地方創生のテーマとして、また、今後の町づくりのコンセプトとなる、『健康づ くりを支える町の産業づくり』でございます。所信でも申し上げましたように、健康は多 くの方が関心があり、非常に身近で誰でも取り組めること、そして、健康をテーマに、一 次産業から三次産業に関わる皆さんが一丸となり協調して取り組めれば、必ずや特色のあ る作物や商品が生まれ、競争力のある町づくりができると考えています。TPP参加の影 響が危惧される中、農業が生き残っていくためには、薬草や機能性野菜栽培など競争力が ある農作物の栽培が必要です。また、漁獲高が減少し、魚価が低迷する中、漁師が生計を 立てていくには、少ない海産物を高く売る、あるいは、高付加価値の商品の開発を進める ことが必要です。また、健康に関わる産業として、糖尿病に罹らない健康食や運動メニュ ーの研究、あるいは、健康サプリメントの開発、さらには健康食や薬の製造会社の誘致、 観光では、ウォーキングやジョギングコースの整備、あるいは、各種大会の開催による交 流人口増加の促進など、業務範囲は広範多岐に渡るとともに奥の深い取り組みが可能と思 います。そして、健康のためとなれば、多少高くても出費は惜しまない方々が多く、限り ない将来性があると考えています。したがって、まずは、それぞれの分野毎に部会を設立 し、栽培、研究、開発等をお願いし、皆様の意識が高まってきたところで、総合的な協議 会を設立し、イベントや研究会の開催等各種取り組みを加速してはどうかと考えています。

ただ、議員ご指摘のように、まずは基礎的な協議会の設立により、各分野の積極的な取組 を促す活動から始めるということも考えられますので、今後、皆さんと協議する中で、検 討して参りたいと考えています。以上でございます。

枡富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私の方からは、学校での取り組み、子ども達の健康状態、今後の課題につい て、お答えいたします。ご承知のように、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活 の乱れや肥満、痩身傾向など、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化しています。こう した状況を踏まえ、平成17年に食育基本法が制定され、子ども達が食に関する正しい知 識と望ましい食生活を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り 組んでいくことが重要になっています。本町の学校におきましても、発達段階に応じて食 育全体計画を作成し、教育活動全体を通して、計画的に指導を行っています。また、教科、 領域では、体育保健科、家庭科、特別活動等の授業の中で、運動習慣づくりや、生活習慣 と病気の関わり等についての指導を行い、子ども達の健康に対する意識の高揚を図ってい ます。特色ある取り組みとしまして、小学校では、毎年、体力向上と運動習慣の確立、望 ましい生活習慣の形成を目的に「体力アップ100日作戦」を実施しています。また、本 町の一貫教育の取り組みの1つとしまして、小中学校で月2回、「自分で歩こうデー」を実 施し、自力で通学することを通して、子ども達の体力づくりや健康づくりを図っています。 子ども達の健康状態、発育状況につきましては、毎年、行われています健康診断や保健統 計調査の方から、全体的には、特に配慮すべき項目や課題はないという結果になっていま す。今後も、家庭、地域と連携を図りながら、本町の子ども達の健康づくりを一層推進し てまいりたいと考えています。つぎに就学援助のご質問について、お答えをいたします。 現在の準要保護就学援助の適用世帯数と認定者数につきましては、平成26年度は、小学 校14世帯20名、中学校9世帯10名になっており、うち、小中学校両方で受給してい る世帯は、6世帯14名になっています。平成25年と比較しまして、2世帯4名減にな っています。本年度の支給品目は、牟岐町児童生徒就学援助費要綱により、新入学用品、 学用品、給食費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費等になっています。検討品目のクラ ブ活動費につきましては、他の支給品目に比べまして、児童生徒によって参加、不参加の 別があること等から、公平性に欠けるという課題がございます。県下的には徳島市も含め て7市で支給していない状況になっており、近隣の美波町、海陽町、那賀町では、クラブ 活動費、生徒会費、PTA会費を助成対象としていません。また、本町の準要保護児童生

徒の認定基準は、「生計同一世帯全員の所得額が生活保護基準で計算された需要額の1.3 倍未満と、他の市町村と比較しても高い水準を保っており、より幅広く経済的に困難な家庭に対し、援助を行っているところでございます。さらに、本年度は、消費税増税に伴い、準要保護児童生徒にかかる就学援助費のうち、給食費の支給単価を増額しています。以上のことから、今のところ、クラブ活動費の助成は考えていません。生活保護基準の引き下げの影響につきましては、今年度の就学援助費認定基準は、昨年度の生活保護基準を用いて算出していることから、平成26年度につきましては、影響はなく、対象者の変更はございません。以上でございます。

枌富議長 藤元議員。

藤元議員 健康づくりについては、町長は以前から牟岐町の活性化の一貫として、こうい うことを取り組んでいきたいというふうに述べていました。そのこと自体は、私は良いこ とだと思って、是非、それを実現して欲しいというふうに思っていますが、悲しいかな、 町長の遠吠えと言いますか、表現が悪いかも知れませんけども、目指しているものが、町 民の中に伝わっていないという現実があると思うのです。議会のたびに、そういう発言を されていますけど、やはりこれは町民参加でないとできないことなので、町長がいくらこ の議会で、大きな声で叫んでみたところで、なかなかできないことですので、やはり住民 が参加してこそ成功する課題なわけで、是非、そういう方向で進んでいただきたいという ことで、この協議会の提案もさせていただいたのですけど、とにかく町長の考え方が住民 に伝わっていません。したがって、先ほどの答弁では、部会を作ってということをおっし やっていましたけど、それも一つの方法と思いますけど、とにかく多くの住民が参加でき る方法を是非、考えていただきたい。これは質問ではないですけど、それをお願いしてお きたいというふうに思います。それから、就学援助について、実は、生活保護基準の1. 3倍というのは、今日、実は初めて聞きました。前回、22年、23年は、1.2倍とい って答えてきたと思いますけど、それはいつからそういうふうになってきたのでしょうか。 それは良いことだと思いますけどね。それと、26年度は、生活保護基準の引き下げは影 響がないというお話しでありましたけど、今後、25年から3年かけて引き下げるという ことは明らかなので、これは、今後、適用者が減っていくとかいう可能性があるわけなの で、これは、先ほども申し上げましたように、これは、子どもの教育の機会均等に関わる ことなので、是非、平たく言えば、引き下げないで頑張っていただきたいというふうに思 っています。不公平だというようなお話しがありましたけども、クラブをやっている人、

やっていない人がいる。そういう話しがありましたけど、実際、やっているところの自治 体にお話しを伺いました。3町村ほど伺ったのですが、それぞれやり方は違います。額も 違いますけど、例えば、神山町の場合は、クラブ活動費というのを納めているそうです。 子どもがね、実費ですけど、必要な分を納めているらしいです。町としては、教育委員会 としては、限度額を決めていて、それ以内だったら支給することはないのですけど、限度 額まで支給すると、そういうような仕組みになっているようです。それから、佐那河内は、 これは担当者も代わったすぐだそうで、よく分からないところもあるようなのですが、保 険の額、これはスポーツ保険のことかというふうに思うのですけど、5千円を一律に出し ていると。それと、三好町では、中学校の1、2年生は、年間12,350円、3年生は、 9,260円、途中で辞めたりする場合、前の議会の時にそういうふうなお話もありまし たけど、学期ごとに確認していくので、そういう問題が起こっていないと。3町ともやり 方は違いますけど、今のところ大きな問題もなくやっていると。国が示す額とはほど遠い ですけど、それなりに努力してやっていると、そういう自治体が増えているわけなので、 是非、あまり難しく考えると、これは難しくなるのですけど、実際にやっているところは、 大きな問題がないということなので、是非、検討していただきたいと思いますが、どうで しょうか。

枡富議長 峯野教育長。

峯野教育長 クラブ活動費なのですけど、小学校は正課クラブというのがありますね。全員入部をしているのです。中学校の場合は、正課クラブがございません。部活動が代わりにあるわけなのですけど、部活動は、これは課外活動という位置付けなのです。つまり教育課程外の活動、だから普通の授業のように全員受けなければいけないというのでなくて、入部しなくてもいいし、入部してもいいというような、そういう位置付けの、いわゆる課外活動という位置付けでございます。入っている者もいるし、入っていない者もいるということで、いかがなものかなということで、クラブ活動費をそこに助成するのはいかがなものかなというふうな公平性というような課題があるわけですけど、今の議員さんのお話しを参考にしながら、今後、また、検討してまいりたいと考えています。

藤元議員 需要額の1.2から1.3にいつからなったのですか。

峯野教育長 1. 2から1. 3というのは、私、いつからそういうふうに上がったのか分かりません。また、調べまして、後でお知らせしたいと思います。

枡富議長 藤元議員。

藤元議員 1.3というのは、現時点で間違いないですね。

峯野教育長 間違いないです。

藤元議員 分かりました。質問を終わります。